

令和5年度からの休日の運動部活動の段階的な地域移行に向けて

【福島県教育委員会】

○実践研究（令和3年度から継続）

- ・モデル地区での事例検証・共有
- 部活動改革検討委員会の開催
- ・部活動の適正化に向けた提言
- 「地域運動部活動推進事業」

「部活動指導員配置事業」説明会の実施

- ・市町村担当者を参集
- ・事例の共有 等

連携

【モデル地区での成果を各市町村へ普及させる上での2つの視点】

- 少子化の中でも、将来にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむ機会の確保。
- 働き方改革の推進と、学校教育の質の向上。

【県スポーツ課・県スポーツ協会】

【地域スポーツ環境の整備】

- 地域による受皿の確保に向けての取組
 - ・ 総合型地域スポーツクラブの整備促進
 - ・ 競技団体、市町村体育協会・スポーツ少年団本部等への協力依頼
- 各地域における人材の調査・確保

段階的とは…

市町村教育委員会における取組を、それぞれの実状に合わせてステップアップしていく。

（例）

- ・取組①まで進んでいれば、取組②によるスケジュール作成に取り掛かる
- ・取組②の移行に向けたスケジュールを作成したら、それに合わせて次年度に向けた予算編成を行う。
- ※取組③と④は並行して進めるのが望ましい（複数の運営団体が関わる場合、予算規模が変わってくるため）

段階的な地域移行へ

連携・支援

【市町村教育委員会】

目安	取組の内容	手立て
R5 まで	取組① 地域移行に向けた「協議会※」の設置・機能 ・部活動指導員の条例・規則整備及び段階的な導入開始 取組② 「協議会」による工程表作成と実行 ・持続可能な形で移行に向けたスケジュールの作成	1. コーディネータの配置 2. 運営団体・実施主体の整備充実 3. 指導者の配置
R6 まで	取組③ 予算措置（保護者負担分も含めた）の検討 ・各市町村予算編成に間に合わせる 取組④ 運営団体・人材の調査・確保、団体や学校との連絡調整 ・地域団体（総合型地域スポーツクラブ、競技団体、市町村スポーツ協会・スポーツ少年団本部等） ・民間団体（民間スポーツクラブ、人材派遣会社等）	取組を加速
R7 まで	取組⑤ 地域・保護者への説明・理解（費用負担等） ※ 進捗状況に応じて、地域・保護者に情報提供していく。	

【各学校】

- 地域移行に関する校内での情報共有
- 部活動の改編
- 教職員への意向調査（兼職兼業等）
- 生徒・保護者への説明
- 運営団体との連絡調整

連携・支援

※地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進めるための組織

令和7年度 第68回福島県中学校体育大会要項

1 開催の趣旨

中学校教育の一環として県内の中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技術の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健全で明朗な中学校生徒を育成するとともに、中学校生徒相互の親睦を図る。

2 開催の基本方針

- (1) 福島県中学校体育大会の開催基準及び大会開催の趣旨に基づき、中学校生徒にふさわしい大会にする。
- (2) 東北中学校体育大会及び全国中学校体育大会福島県予選会にする。
- (3) 福島県教育委員会、開催市町村教育委員会、各種競技団体の指導・協力を得ながら大会の運営に万全を期す。
- (4) 熱中症や感染症への対策を万全に期す。

3 主 催

福島県中学校体育連盟	福島県教育委員会	福島県中学校長会
(公財) 福島県スポーツ協会		
福島市教育委員会	伊達市教育委員会	本宮市教育委員会
郡山市教育委員会	田村市教育委員会	須賀川市教育委員会
石川町教育委員会	古殿町教育委員会	玉川村教育委員会
会津若松市教育委員会	金山町教育委員会	南会津町教育委員会
相馬市教育委員会	南相馬市教育委員会	いわき市教育委員会
(一財) 福島陸上競技協会	(一社) 福島県水泳連盟	福島県野球連盟
福島県ソフトボール協会	(一社) 福島県バスケットボール協会	
福島県バレーボール協会	福島県ソフトテニス連盟	(一社) 福島県卓球協会
福島県バドミントン協会	(一財) 福島県サッカー協会	福島県ハンドボール協会
福島県柔道連盟	福島県剣道連盟	福島県相撲連盟
福島県体操協会	福島県スキー連盟	福島県スケート連盟

4 後 援

福島市	伊達市	本宮市	郡山市	田村市	須賀川市
石川町	古殿町	玉川村	会津若松市	金山町	南会津町
相馬市	南相馬市	いわき市			

5 主 管

県北地区中学校体育連盟	県中地区中学校体育連盟	県南地区中学校体育連盟
会津地区中学校体育連盟	相双地区中学校体育連盟	いわき地区中学校体育連盟

6 令和7年度 第68回福島県中学校体育大会会場及び開催期日

※ 施設状況により変更の可能性あり

◎ 陸上競技：7月2日（水）～4日（金）

△：開始式 ○：競技

競技種目	競技会場	期 日			開催地
陸上競技	とうほう・みんなのスタジアム	2日（水）	3日（木）	4日（金）	福島市
		△○	○	○	

◎ 相撲：7月10日（木）～11日（金）

競技種目	競技会場	期 日		開催地
相 撲	南相馬市相撲場	10日（木）	11日（金）	南相馬市
		△○	○	

◎ 総合競技：7月19日（土）～24日（木）

△：開始式 ○：競技

競技種目		競 技 会 場	期日：○印は競技日			開催地
			22日(火)	23日(水)	24日(木)	
水泳 競技	競 泳	郡山しんきん開成山プール	△○	○	○	郡山市
	飛込み	AGCエレクトロニクス 郡山カルチャーパークプール	7月2日(水)			郡山市
軟式野球		あづま球場	△○	○	○	福島市
		信夫ヶ丘球場	○	○		伊達市
		エフコム大泉球場	○			本宮市
		しらさわグリーンパーク野球場	○			
ソフトボール		新舞子多目的運動場	△	○	○	いわき市
バスケットボール		田村市総合体育館	△○	○	○	田村市
		円谷幸吉メモリアルアリーナ	○	○		須賀川市
バレーボール		やぶさめアリーナ	△○	○	○	古殿町
		たまかわ文化体育館	○	○		玉川村
ソフトテニス		会津総合運動公園テニスコート	△	○	○	会津若松市
バドミントン		宝来屋郡山総合体育館	△○	○	○	郡山市
サ ッ カ ー		相馬光陽サッカー場	△○	○	○	相馬市
ハンドボール		石川町総合体育館	△○	○	○	石川町
柔 道		NCVふくしまアリーナ	△○	○	○	福島市
剣 道		いわき市立総合体育館		△○	○	いわき市
新体操		宝来屋郡山総合体育館	19日(土)	20日(日)	/	郡山市
			△○	○		
体操競技		宝来屋郡山総合体育館	△	○		郡山市
卓 球		福島トヨタクラウンアリーナ	21日(月)	22日(火)	23日(水)	福島市
			△○	○	○	

◎ 駅伝競走・スケート・スキー競技

競技種目	競技会場	期 日	開催地
駅伝競走	南相馬市馬事公苑・南側道路	10月14日（火） △ 15日（木） ○	南相馬市
スケート	磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場	12月13日（金）（高校と同日開催）	郡山市
ス キ ー	フェアリーランドかねやまスキー場 伊南クロスカントリーコース	令和8年1月13日（火）～15日（木） ※大会初日に開始式を予定	金山町 南会津町

※ スキー大会ジャンプ・コンバインド競技の会場と期日は未定。

7 競技方法

競技方法は、学校・地域クラブ活動対抗とする。

8 参加資格

- (1) 参加者は、県中体連に加盟の学校に在学し、当該競技要項により参加資格を得たものとする。
- (2) 熱中症、感染症予防対策を十分に行い参加することとする。
- (3) 同一年度内の参加は、全競技を通じて1人1競技とする。ただし、スキー、スケートおよび駅伝競走については、他の競技と兼ねることができる。
- (4) 参加生徒の引率・監督は、当該出場校の校長・教員（非常勤は除く）・部活動指導員とする。ただし、部活動指導員は教育委員会設置要綱のもと、以下の条件を満たしていなければならない。また、中学校体育連盟が主催する大会（予選も含む）で登録できる学校は1校のみとする。
 - ① 満20歳以上であること。
 - ② 主催者からの要望があった場合、大会運営に協力する姿勢があること。
 - ③ 次のいずれかに当てはまる者であること。
 - ア 教育職員免許法に基づく免許を有する者。
 - イ 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導資格を有する者。
 - ウ 自治体（含む教育委員会）、スポーツ（体育）協会、中学校体育連盟のいずれかが主催する研修会を受講している者。
- (5) 外部コーチのベンチ入りについては、専門部が競技要項の中に外部コーチ導入を位置づけた競技にて、校長が認めた者とする。ただし、当該校以外の中学校教職員・校長・部活動指導員の外部コーチとしてのベンチ入りは認めない。
- (6) 本大会に出場するチーム・選手の引率、監督、部活動指導員、外部コーチ等は、運動部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。また、外部コーチ等は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。
- (7) 過年齢生徒の参加については、体力的、技術的要因が大きく関わると考え、満16歳に達する年度まで出場できるものとする。また、学年指定種目については該当年齢とする。
- (8) チーム編成については1校単位で組織するものとする。ただし、団体種目においては、別に定める「福島県中学校体育連盟複数校合同チーム参加規定」に基づき複数校合同チームでの参加特例を認める。
- (9) 参加資格の特例（学校教育法第134条の各種学校在籍生徒）
 - ① 学校教育法第134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、各支部・地区中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
 - ② 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
 - ア 県大会の参加を認める条件
 - (ア) 県中体連の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - (イ) 生徒の年齢及び修業年限が我国の中学生と一致している単独の学校で構成されていること。
 - (ウ) 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該校顧問教師の指導のもとに、適切に行われていること。
 - イ 県大会に参加した場合に守るべき条件
 - (ア) 県大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - (イ) 県大会参加に際しては、責任ある当該校校長又は教員が生徒を引率すること。また万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - (ウ) 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

(10) 参加資格の特例（地域クラブ活動に所属する生徒）

- ① 福島県中学校体育連盟に登録し、参加を認められた地域クラブに所属している生徒であること。
 - ② 各競技細則を遵守すること。
 - ③ 参加を希望する地域クラブは以下の条件を具備すること。
 - ア 大会の参加を認める条件
 - (ア) 県中体連の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - (イ) 生徒の年齢及び修業年限が我国の中学生と一致していること。
 - (ウ) 地域クラブにおいては、日常継続的に20歳以上の代表者もしくは指導者資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
 - (エ) 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）」を遵守していること。
 - (オ) 地域クラブで県中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
 - イ 県大会に参加した場合に守るべき条件
 - (ア) 県大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - (イ) 地域クラブの大会参加に際しては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - (ウ) 予選会を含むすべての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - (エ) 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。
 - (オ) 団体競技における地域クラブ名での出場は1チームのみとする。
 - ④ 地域クラブにおける監督は、公認指導者資格（JSP0もしくは競技団体）を有する指導者とする。
- ※ 上記特例には、今後も検討を続けていく。
- ※ 上記特例については、競技ごとに細則を加えることができる。

9 福島県中学校体育大会引率特例細則

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率できないと校長が判断し、設置者が認めた場合に適用するものである。安易に引率者として外部コーチの引率を認めるものではない。

(1) 引率者としての外部コーチの規定

- ① 当該校の校長が適切であると認めた20歳以上であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部コーチとしての契約がなされていること。
 - ② 引率者としての外部コーチは、各大会の申込用紙の引率外部コーチ欄に必要事項を記入すること。
 - ③ 引率者としての外部コーチに規定違反、不適切な言動等があったときは、不資格者として各地区中学校体育連盟会長または専門部会長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- (2) 引率者としての外部コーチの引率については、県大会の全競技に適用する。
- (3) 引率者としての外部コーチには、監督の資格を認める。
- (4) 生徒の大会出場に関する全責任は、校長が負う。
- (5) 引率上の留意点及び大会会場における留意点
- ① 引率上の留意点等
 - ア 引率時は、原則公共交通機関を利用する。
 - イ 外部指導者（コーチ）は任意の傷害保険等に参加する。